

令和5年度訪日外国人旅行者周遊促進事業（広域周遊観光促進事業）
「万博プラス関西観光」商品造成事業に係る公募型プロポーザルへの質問に対する回答

質問1（11月16日回答）	
資料名称	公募型プロポーザル応募申込書
該当ページ	P.3
該当項目	様式3 本委託業務の実施体制（業務経歴）
質問内容	各担当者の業務経歴ですが、公募案件の経歴がない者がおりますが、その場合は記載不要でしょうか？ 記載が必要な場合、どういった内容を記載すればよいでしょうか？
回答	関西各地の観光コンテンツを生かして魅力的な旅行商品の設定を行うことに対して、その知識や経験をお持ちであるかをご経歴の中で確認させていただきます。また、計12商品以上の造成をいただく事業であり対象の地域も広いことから、その業務遂行に必要な人員や役割分担があることの確認をさせていただきます。 よって今回の事業に関わっていただける方は（応募案件の業務経験が直接的にはない方でも役割分担として何らかの役割を担われる場合は）記載をお願いします。

質問2（11月16日回答）	
資料名称	公募型プロポーザル応募申込書
該当ページ	P.2
該当項目	様式2 企画提案書
質問内容	販売にあたって多言語への翻訳費用は見積書に入れてもいいでしょうか？
回答	海外市場に向けた旅行商品化に必要な経費のため、翻訳費用を含めて見積書に記載をお願いします。

質問3（11月16日回答）	
資料名称	公募型プロポーザル応募申込書
該当ページ	P.2
該当項目	様式2 企画提案書
質問内容	コンテンツタリフ「EXP02025 関西観光商品素材集」に載っている画像を企画書に利用することは可能でしょうか？
回答	利用可能です。

質問4（11月16日回答）	
資料名称	公募型プロポーザル応募申込書
該当ページ	P.2
該当項目	様式2 企画提案書
質問内容	大阪発以外の商品は対象外でしょうか。（発着地が三宮、京都現地集合など）
回答	仕様書の「3. (2)旅行商品の形態」に記載のある「大阪エリアを主な発地とし」の具体的な対象地域について、一般的な旅行商品の実態を踏まえ「大阪・京都・神戸市内」のいずれかであれば発地とします。

質問5 (11月16日回答)	
資料名称	公募型プロポーザル応募申込書
該当ページ	P.2
該当項目	様式2 企画提案書
質問内容	コンテンツの中に旅行社が提案している素材があります。当社でも取引実績のある場合、商品造成に際して当社から直接に行う方がスムーズですが、その流れで問題ないでしょうか？
回答	「万博プラス関西観光」商品造成事業でコンテンツタリフに記載のあるコンテンツをご活用いただきます。内容が変わらない場合は仕入れルートについての制約は設けません。